

資料2 日本インドネシアNGOネットワーク規約

(2018 年末現在)

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、日本インドネシアNGOネットワークという。その英語訳称は Japan NGO Network on Indonesia、またその略称は JANNI とする。

第2条 (事務所)

本会は、事務所を東京都またはその近隣県内におく。

第2章 目的および事業

第3条 (目的)

本会は、政府開発援助、貿易、投資などの分野でのインドネシアと日本の関係の緊密さに鑑みて、インドネシアの開発とこれともなう環境保全および人権擁護の問題に、地球市民的視点から取り組もうとする日本、インドネシアおよびその他の諸国のNGO活動の国際的ネットワークづくりを目的とする。

第4条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

1. インドネシアの開発・環境・人権の問題に関連する諸事情と、これらの問題に 取り組むNGO活動についての調査研究
2. 前項に掲げた問題についての知識の普及と交流のための講演会等の開催、
ならびにニュースレターなどの印刷物の刊行
3. 目的を同じくする国際団体との提携と、対インドネシア開発援助のあり方
などについての日本政府国際機関などへのアドボガシー活動
4. その他必要な事項

第3章 会員

第5条 (会員の種類)

本会の会員は、次の2種とする。

1. 正会員 本会の趣旨に賛同しその活動に参加、貢献し得る個人
2. 賛助会員 ニュースレターの配布を受ける個人または団体

第6条（会費）

会員は会費を納めるものとする。

会費の額および納入方法は総会で定めるものとする。

第7条（正会員の入会条件）

正会員の入会は、所定の申し込み手続きを経たうえ、運営委員会の承認を必要とする。

第8条（正会員の義務）

正会員は、本会の活動に関し、総会の決議に従う義務がある。

第9条（会員資格の失効）

会員は、死亡または退会によりその資格を失う。

会費を1年以上滞納した場合は会員資格を失う。

第10条（会員の権利）

会員はニュースレターその他印刷物の配布を受けるほか、本規約で定める権利があるものとする。

第4章 総会

第11条（総会の地位）

総会は、正会員によって構成される本会の最高の意思決定機関である。

総会は、本規約に別に定めるもののほか下記の事項を決議する。

1. 事業方針および予算
2. 事業報告および決算
3. その他重要な会務

第12条（通常総会）

通常総会は年1回4月1日から6月末日までの間に開催する。

第13条（臨時総会）

運営委員会が必要と認めたとき、または正会員の過半数から請求があるときは臨時総会を開催する。

第14条（総会の招集）

総会は代表がこれを招集するものとし、会議の30日以前にこの通知を書面で正会員に送達しなければならない。ただし緊急を要する場合はこの限りではない。

第15条（議決権とその委任）

正会員は総会において各自1個の議決権をもつ。

正会員は書面をもって総会の議決権の行使を他の正会員に委任することができる。

第 16 条（定足数）

総会は、他の正会員に議決権を委任した者も含め、正会員総数の 3 分の 1 の出席によって成立する。

第 17 条（議決の方法）

総会の議事は、本規約に別に定める場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 18 条（議長）

総会の議事は運営委員会が前もって選出した 1 名の議長がこれを運営する。

第 19 条（決議事項の報告）

総会の決議事項は、ニューズレターなど本会の刊行する印刷物により、できるだけ速やかに全ての会員に報告されねばならない。

第 5 章 運営委員会と代表

第 20 条（運営委員）

会の事業の実施のため、本会に 20 名以内の運営委員を置く。

運営委員は総会において正会員中から選出する。

運営委員の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

第 21 条（代表と副代表）

本会に代表 1 名と副代表 2 名以内をおく。

代表は本会を代表し、統括する。

副代表は代表を補佐し、代表が疾病や事故などによりその業務を執行できない場合はこれを代行する。

代表と副代表は運営委員の中から互選する。

代表と副代表の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

第 22 条（運営委員会の構成と招集）

運営委員会は運営委員と事務局長によって構成される。

運営委員会は代表がこれを招集する。

運営委員会の通知は会議の 7 日以前に送達して行う。ただし緊急を要する場合はこの限りではない。

第 23 条（運営委員会の決議事項）

運営委員会は本規約に別に定めるもののほか、下記の事項を決議する。

1. 事業の計画および実施の方針に関する事項
2. 作業グループの設置と廃止に関する事項
3. 事務局の人事に関する事項
4. 総会招集に関する事項
5. その他重要な会務

第6章 事務局

第24条（事務局）

会の日常業務を処理するために事務局を設ける。

事務局は、事務局長1名とその他必要に応じて置かれる事務局員若干名により構成される。

事務局長および事務局員の任免は運営委員会がこれを定める。

事務局員に関する細則は、運営委員会の承認のもとに事務局長がこれを定める。

第25条（事務局長）

事務局長は運営委員会の決議にもとづき業務を処理し、これを運営委員会に報告する。

第7章 作業グループ

第26条（作業グループ）

会の事業の実施をその種類に応じて分担するために、複数の作業グループを置く。作業グループは正会員および本会の趣旨に賛同するボランティアによって構成される。

各作業グループには、少なくとも1人の運営委員が参加しなければならない。

各作業グループに参加する運営委員は、運営委員会の決議に基づきその作業グループの業務を統括し、これを運営委員会に報告する。

作業グループの運営に関する細則は、運営委員会の承認のもとにその作業グループ自身がこれを定める。

第8章 財政と会計

第27条（財源）

本会の経費は、会費、寄付金、事業収入およびその他の収入によってまかなう。

第 28 条（予算と決算）

収支の予算と決算は、会計監事の監査および運営委員会の承認を経て、総会の決議承認を得なければならない。

第 29 条（会計年度）

本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 30 条（会計事務）

本会の会計事務は、運営委員会の監督のもとに事務局がこれを管理する。

第 31 条（会計監事）

会計監事は総会がこれを選出する。

会計監事の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

第 9 章 付則

第 32 条（本規約の改廃）

本規約の改廃は、出席者の 3 分の 2 以上の賛成による総会の決議を必要とする。

第 33 条

本会の解散は、正会員総数の 3 分の 2 以上の賛成による総会の決議を必要とする。

第 34 条（経過規定）

本規約は、1995 年 6 月 30 日までに開催される第 1 回総会において、出席者の 3 分の 2 以上の賛成による決議により発効する。